



学校施設跡地利活用計画を策定しました

～ 旧清至中学校 ～

区では、区立学校の適正配置方針により閉校が決定し、現在暫定利用中の2つの学校施設跡地(旧清至中学校、旧赤羽中学校)の「利活用計画(案)」を平成28年12月に公表し、区民の皆様から意見を募集しました。

このたび、利活用計画(案)に寄せられた意見を踏まえ、各学校施設跡地の利活用計画を策定しました。今後は、この「利活用計画」に基づき、適宜情報提供に努めながら事業を進めてまいります。

■ 利活用計画 ■

【コンセプト】

安全と安心の中でうるおいを感じながら未来の人づくりを担うまち

【基本的方向】

①教育関連施設の誘致

連携と交流を視点としながら、地域に根差し、緑の充実について配慮しつつ、地域への教育環境提供などの貢献に留意し、跡地利活用のコンセプトにふさわしい教育関連施設を誘致する。

②防災機能の確保

これまで跡地が担ってきた防災機能を確保するため、地震や水害への対応など防災機能確保への協力を教育関連施設に求める。

【事業手法】

- 教育関連施設の誘致にあたっては、区民への開放、オープンスペースの確保等防災への協力、地域や教育機関等との連携・交流など一定の条件を付したうえで、売却または貸付を行う。
- 事業者の選定にあたっては、跡地利活用のコンセプトにかなった事業者を選択する。
- 売却または貸付の決定にあたっては、北区学校施設跡地利活用指針に基づき、将来的な土地利用のあり方を踏まえ十分に検討する。



■ 計画策定までの経緯 ■

平成28年6月に、学識経験者、区民代表等からなる検討委員会を設置し、区民の皆様のご意見をいただきながら検討を進めました。

平成28年6月	・北区学校施設跡地利活用検討委員会 設置	検討委員会 6月～11月全5回開催
7月	・区民意見募集 ・地域代表者との意見交換会	
11月	・検討委員会より各学校施設跡地利活用検討の最終報告	
12月	・区による利活用計画(案)策定 ・パブリックコメント(区民意見公募手続)実施	
平成29年1月	・跡地ごとに利活用計画(案)地域説明会開催	
2月	・パブリックコメント実施結果公表	
3月	・学校施設跡地利活用計画策定	



問い合わせ：北区政策経営部企画課 電話 03(3908)1104

パブリックコメント(区民意見公募手続)実施結果の一部をお知らせします

- 意見募集期間:平成28年12月20日(火)～平成29年1月24日(火)
 - 意見提出者数:406名 ●意見総数:1,633件
 - 寄せられた全意見の概要は、北区ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、区立図書館(昭和町図書館を除く)でご覧になれます。【閲覧期間:平成29年2月20日(月)～平成29年4月28日(金)】
- ホームページ <http://www.city.kita.tokyo.jp/kikaku/pubcom/gakkourikatsuyouannpubcom.html>



★具体化にあたって、旧清至中学校が存在したというモニュメントを設置できないか。

【区の考え方】

利活用計画に沿って跡地の本格活用を進めていくこととなりますので、現段階ではご意見としてお伺いいたします。



★王子6丁目の施設が開業したが、老人介護施設はまだ不足していると認識している。

【区の考え方】

特別養護老人ホームにつきましては、平成29年度に2施設270床、平成31年度には王子6丁目に1施設165床の開設を予定しております。今後も施設の整備にあたりましては、基本計画、中期計画及び介護保険事業計画に沿って、計画的に進めてまいります。



★少子化の一途をたどっているものの、将来状況が変わってくるという仮定を考慮した場合、学校用地の代替地があるのか。

【区の考え方】

現時点での区の推計では、将来的に北区の人口は減少する見込みとなっております。区立中学校の適正配置については、一定の区切りがついており、現在は、「東京都北区立学校適正配置計画」に基づいて区立小学校の適正配置について取り組んでおります。



★明桜中の生徒の部活動の場として、十分な場所が確保されているのか。

【区の考え方】

基本的には、部活動の場所については、当該学校内で実施しております。



★売却でなく、現状どおり賃貸の方向で検討できないものか。どちらが区の将来につながる事ができるか一考いただきたい。

【区の考え方】

利活用計画(案)は、北区学校施設跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置付けられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討員会での検討結果を尊重し、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。



★両校ともに低平地にあるため、水害への対応を明記されたことは評価したい。ただし、垂直避難施設を名目とした高層建築物の建設は避けるべきである。「北区景観づくり計画(景観づくりガイドライン)」を踏まえ、建築物の高さは周辺の建築物群とのスカイラインとの調和に配慮すること、形態・意匠は周辺のまちなみとの調和に配慮することを求めたい。北区洪水ハザードマップや荒川の浸水被害想定によると、水没しない高さについて具体的には、旧清至中は周囲よりも土地が高いため3階程度、旧赤羽中でも4階程度で対応できる。

★事業手法について、両校ともに売却又は貸付を行うこととされているが、都市計画法や建築基準法等にもとづく住民からの意見聴取は実質「儀式」で、このような法定手続き段階で意見を出しても、基本的な計画変更等は実質困難である。区立公園等の設計段階で行っているようなワークショップ等による基本設計段階から近隣住民が参加できる機会を担保すべきであり、跡地の購入又は借受を行う事業者に対する条件とし付すべきである。

【区の考え方】

利活用計画(案)では、防災への協力・配慮、地域ニーズへの貢献など一定の条件を付したうえで、売却または貸付を検討することとしており、売却または貸付の決定にあたっては、慎重に検討してまいります。事業の具体化にあたっては、これまで学校施設跡地が地域において担ってきた役割や機能に十分配慮するとともに、いただいたご意見を参考としながら、さらに検討をすすめてまいります。